

令和7年度

## 幼保連携型認定こども園 グレースこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 日本ワールド・ヴィジョン会
所 在 地	大阪市住之江区南港中2丁目3番51号
電 話 番 号	06-6614-1680
代 表 者 氏 名	理事長 森 加名恵

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 グレースこども園
施 設 の 所 在 地	大阪市住之江区南港中2丁目3番51号
連 絡 先	TEL 06-6614-1680 FAX 06-6614-1685
管 理 者	園長 浜谷 恵
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 44人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 36人
開 設 年 月 日	平成29年04月01日
事 業 所 番 号	2710051005793
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.osaka-grace.com/">http://www.osaka-grace.com/</a>

### 3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷地		1, 100.02 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 3階建
	延べ床面積	1, 009.33 m <sup>2</sup>
園庭		敷地内 330.16 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	設備	部屋数
0歳児	1室	調理室	1室
ほふく室	1室	調乳室	1室
1歳児	1室	洗濯室	1室
2歳児	1室	乳児便所	1室
3歳児	1室	幼児便所	1室
4歳児	1室	一般便所	1室
5歳児	1室	職員室	1室
遊戯室(ホール)	1室	休憩室	1室
医務室	1室	倉庫等	1室

### 5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日  
内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・  
保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供  
下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 外部講師による体操、音楽、陶芸、文字と数の教室等を行っております。
- (3) 送迎  
保護者
- (4) 特別支援教育・障がい児保育の取組み状況  
地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

## 6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和 7 年 4 月 1 日 現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0
副園長	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる	2	2	0
主幹保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	2	2	0
保育教諭	園児の保育をつかさどる	15	10	5
栄養士 (栄養教諭)	園内給食の献立の立案、食材のカロリー計算、除去食の確認又調理を行う	1	1	0
調理員	園内給食の調理を行う	3	1	2

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 100 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（09：00～17：15）
副園長	正規の勤務時間帯（09：00～17：15）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（09：00～17：15）
保育教諭	正規の勤務時間帯（09：00～17：15）
栄養士（栄養教諭）	正規の勤務時間帯（08：30～16：45）
調理員	正規の勤務時間帯（08：30～16：45）
事務員	正規の勤務時間帯（09：00～17：15）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

【学年及び学期】	1 学期	4 月 0 1 日～ 8 月 2 4 日まで
	2 学期	8 月 2 5 日～ 1 2 月 3 1 日まで
	3 学期	1 月 0 1 日～ 3 月 3 1 日まで

## 7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども 教育標準時間認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び 春休み ～4月7日 夏休み 7月22日～8月23日 冬休み 12月25日～1月7日 春休み 3月25日～ 創立記念日 9月1日
2号認定子ども 保育認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始 (12月29日から1月3日)
3号認定子ども 保育認定	満3歳未満で保育を必要とする児童	お盆 8月13日～16日 創立記念日 9月1日 年度末 3月31日

※ 但し、年度によって異なる場合があります。

※ 土曜日でも、保育が必要な場合は預かり保育を利用することもできますので御相談ください。(1号認定)

※ 前項の規定に関わらず特定教育・保育の提供を行う上で必要である又はやむを得ない事情がある時は情報提供を行い休業日に特定教育・保育を提供することがあります。

※ 非常災害時、その他緊急の事情がある時は特定教育・保育の提供を行わないことがあります。

## 8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時～16時(※注1)
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時00分～18時00分(※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	9時～17時(※注3)

(※注1) 基本時間(9時～13時)、預かり保育(13時～16時)になります。

預かり保育の利用者負担はありませんが、9時より前、若しくは16時を超えて保育を必要とされる場合は、別途利用者負担が必要となります。

(※注2) 7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(※注3) 9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

### (2) 開園時間

当園が定める開園時間は次のとおりです。

月～金 午前7時00分～午後19時までとする。

土 午前7時00分～午後18時までとする。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。※毎月献立表を配布します。

※行事によっては無提供の日があります。

※土曜日の保育は、乳児のみ給食を提供します(幼児は弁当持参)

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時40分頃	15時頃	

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応(かかりつけ医による指示書の提出が必要)  
食物アレルギー対応マニュアル有

## 10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

(2) 支払い方法

支払方法：口座振込 振込先：株式会社ゆうちょ銀行

支払い期日：当月10日まで

☆ゆうちょ銀行からの振り込みの場合

**【記号】14050 【番号】63857061**

**【名義】ヨウホレンケイガタニンテイコドモエン グレースコドモエン**

☆他金融機関から振り込みの場合

**【店名】四〇八(読み ヨンゼロハチ)**

**【店番】408【預金種目】普通預金【口座番号】6385706**

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

子どもの入園を希望する者が多数となり、利用定員を超える場合の選考基準は、次のとおりとします。

- ① 園の教育・保育方針に賛同できる人
- ② 在園児・卒園児の弟妹である場合は考慮する

支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意し、利用契約書を結んだ後に教育・保育の提供を開始します。

\* 以下の場合には教育・保育の提供はできません。

- ① 利用定員に空きがない場合
- ② 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を、およびす恐れがある場合。

(2) 2・3号認定こども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明等に同意し、利用契約書を結んだ後に教育・保育の提供を開始します。

## 12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (4) 保護者から、退園の申し出があった時（前月の1日までに申し出る）
- (5) 保育料および利用者負担金の未納が2か月分となったとき

## 13 学校医（嘱託医）

当園は、以下の医療機関および嘱託医、薬剤師と契約を締結しています。

(1)

医療機関の名称	中島クリニック（海のまち）
医院長名又は医師名	中島 静一
所在地	大阪市住之江区南港中3丁目4-79
電話番号	06-6612-0818

(2)

医療機関の名称	かたやま歯科医院（花のまち）
医院長名又は医師名	片山憲治
所在地	大阪市住之江区南港中5丁目5-75
電話番号	06-6612-7367

(3)

薬剤師名	林 春子（太陽のまち）
------	-------------

## 14 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先（保護者等）へ速やかに連絡を行う等の必要な措置を講じます。

## 15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防火管理者	浜谷 恵
消防計画届出年月日	平成26年8月22日
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
防火設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難場所	第一避難場所・・・南港地区公園 緊急時・・・大阪市住之江区南港中2丁目2-41 わかぎの団地41棟
緊急時の連絡先	園のホームページでの情報提供

## 16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 副園長：大越 ゆかり・伊藤 智佳
	・ご利用時間 10:00～ 16:00
第三者委員	・電話番号 06-6614-1680
	F A X 06-6614-1685
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
	電話番号 06-6761-1171
	一般社団法人 大阪市私立保育連盟会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。



**18 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金賠償責任保険の加入状況）・保険金額**

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険の内容	支払い限度額1人につき	支払い限度1事故
施設所有者賠償責任保険	設備の不備、欠陥による事故	20,000(千円)	100,000(千円)
生産物賠償責任保険	提供した飲食物に起因する事故	20,000(千円)	100,000(千円)
災害共済給付	園管理下における児童等の災害	20,000(千円)	

**19 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）**

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 子ども	3歳児	8人	5人	2人
	4歳児	1人	8人	5人
	5歳児	5人	1人	7人
2・3号認定 子ども	0歳児	3人	3人	3人
	1歳児	12人	15人	9人
	2歳児	11人	11人	14人
	3歳児	12人	10人	10人
	4歳児	19人	12人	12人
	5歳児	11人	19人	13人

**20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況**

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	毎年度実施	適正

**21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表された事実の有無）**

無

**22 当園におけるその他の留意事項**

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 別 表

### 1 全員が対象となるもの(1号・2号3号)

項 目	内 容	金 額
入園事務費	入園準備に係る費用	8,000円(入園児のみ)
施設(教育)充実費	保育・教育の質の向上	(年額) 12,000円
		(月割額) 1,000円

### 2 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

#### 【1号認定】

項 目	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食費 主食費 (月額) 副食費	1,700円 3,800円	2,200円 4,800円	2,200円 4,800円	2,200円 4,800円
絵本代 (月額)	450円	500円	500円	500円
用品代 (年額) アルバム代含む	18,000円	10,000円	15,000円	15,000円
行事 (年額) 園外保育含む	3,000円	8,000円	9,000円	9,000円
布団リース (月額)	4月～3月 1,800円	4月～1月 1,800円		
文字と数の教室 (月額)				10月～3月 1,000円
年 額 合 計	114,000円	126,000円	114,000円	120,000円
(月割額)	(9,500円)	(10,500円)	(9,500円)	(10,000円)

**2号認定】**

項 目	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
給食費 (月額)	主食費 2, 2 0 0 円	2, 2 0 0 円	2, 2 0 0 円
	副食費 4, 8 0 0 円	4, 8 0 0 円	4, 8 0 0 円
絵本代 (月額)	5 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円
用品代 (年額) アルバム代含む	1 0, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
行事 (年額) 園外保育含む	8, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
布団リース (月額)	4 月～1 月 1, 8 0 0 円		
文字と数の教室 (月額)			1 0 月～3 月 1, 0 0 0 円
年 額 合 計	1 2 6, 0 0 0 円	1 1 4, 0 0 0 円	1 2 0, 0 0 0 円
(月割額)	(1 0, 5 0 0 円)	(9, 5 0 0 円)	(1 0, 0 0 0 円)

**【3号認定】**

項 目	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児
絵本代 (月額)	4 5 0 円	4 5 0 円	4 5 0 円
用品代 (年額) アルバム代含む	1 8, 6 0 0 円	1 8, 6 0 0 円	1 8, 0 0 0 円
行事代 (年額)	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円	3, 0 0 0 円
布団リース (月額)	1, 8 0 0 円	1, 8 0 0 円	1, 8 0 0 円
年 額 合 計	4 8, 0 0 0 円	4 8, 0 0 0 円	4 8, 0 0 0 円
(月割額)	(4, 0 0 0 円)	(4, 0 0 0 円)	(4, 0 0 0 円)

### 3 該当者（利用者）のみ対象となるもの

預かり保育 及び 延長保育料

#### 【1号認定】

利用時間	時間	単価
7:00～9:00	1時間	100円
16:00～18:00	1時間	100円
18:00～19:00	月額	3,000円

(土曜日)

7:00～18:00	1時間	100円
------------	-----	------

(長期休暇)

7:00～9:00	1時間	100円
9:00～16:00	1日	700円
16:00～18:00	1時間	100円
18:00～19:00	月額	3,000円

#### 【2号・3号認定】

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育

18:00～19:00(延長保育) 月額 3,000円

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

利用時間	時間	単価
7:00～9:00	1時間	300円
17:00～18:00	2時間	600円
	3時間	700円
18:00～19:00	月額	3,000円

※令和7年4月1日改訂

令和8年3月31日迄とする